

高知県職員採用プロモーション動画作成及び広報委託業務  
公募型プロポーザル仕様書

## 第1 事業の目的

今後就職活動を行っていく大学生や高校生などに、高知県職員が就職先として選択されるよう、高知県職員として働くことや公務職場の魅力を動画配信等により広く発信することで、高知県職員を志望する者を増加させ、多様な人材を確保することを目的とする。

## 第2 業務内容

### 1 プロモーション動画の制作

#### (1) 動画の内容

動画は、閲覧する人に対して、高知県職員として働くことや公務職場の魅力を伝えるものとし、高知県職員として働くことに対する関心の有無にかかわらず視聴されることが期待され、かつ視聴後に高知県職員として働くことや公務職場に興味を持ってもらえる内容の動画を制作すること。

#### (2) 条件等

ア 動画の制作にかかる見積額は1,858千円(消費税及び地方消費税を含む)以内とすること。

イ 映像を制作するための専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。なお、県職員を出演者とする場合は、委託者が人選を行うため、事前に協議すること。

ウ 動画により伝えようとするコンセプト及び動画のイメージについて、絵コンテやサンプル動画等を用いて、動画の構成がイメージできるよう提案することとし、コンセプトや構成の提案理由を明記すること。

エ サンプル動画を制作する場合は、インターネット上の動画共有サービスへ掲載するなどし、そのURL及びQRコードを企画提案書内に示し、簡易に閲覧できるようにしておくこと。

オ 動画は、気軽に視聴してもらえるよう、15秒程度のものを4本以上(2職種×2パターン(縦・横))制作すること。

カ 動画は、「2 広報活動の実施」で使用する広告だけでなく、高知県人事委員会事務局公式Instagramや公式YouTubeに常時掲載することを前提として作成すること。そのため、広報用の動画については、令和7年12月23日(火)までに納品すること。

キ 動画制作にあたり必要となる経費は、すべて委託金額に含むこと。

ク 動画は、YouTube及びInstagramで再生可能なファイル形式とすること。

ケ 動画の撮影前に、その構成について委託者と必ず協議し、絵コンテ等で全体のイメージを共有すること。また、納品までに少なくとも2回以上は委託者が校正する機会を設け、委託者の意向を随時確認しながら制作すること。

### 2 広報活動の実施

(1) 作成した動画等を用いて、以下の広告を行うこと。広告配信には、必ずInstagram広告を含めること。(Instagramのみも可。)

- ア 高知県職員 職種別ガイダンス参加申込（令和 8 年 2 月頃ガイダンス実施予定）  
イ 職員採用試験受験者申込（令和 8 年 3 月受付実施予定）

（２） その他広報

上記以外に、提案により令和 8 年度職員採用試験に向けた広報があれば、適宜提案し、受験者数の増加に務めること。ただし、職員採用案内（パンフレット）の作成については、本業務委託以外で実施するため、提案しないこと。

第 3 成果物及び提出期限

| 成果物名                                          | 内容                          | 成果物の規格及び<br>提出部数                           | 提出期限                   |
|-----------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|------------------------|
| ・動画データ<br>・その他提案により作成した成果物（ロゴなどがあれば、そのデータを含む） | 完成したデータ（再編集可能なマスターデータを含む）   | ・データを格納した電子媒体                              | 令和 7 年<br>12 月 23 日（火） |
| ・委託業務報告書<br>・広告に使用した動画データ                     | ・当該委託業務の実施内容を記載<br>・使用したデータ | ・日本工業規格 A4 判<br>・上記データ及び使用した動画データを格納した電子媒体 | 令和 8 年<br>3 月 30 日（月）  |

第 4 その他留意事項

- 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について、綿密に調整することとし、円滑に業務を実施すること。
- 成果物については、原則として、委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして、複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、成果物の引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で協議するものとする。
- 委託者が上記 5 で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める権利も含むものとする。
- 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
- 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- 受託者は、当該業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。